

和泉市建設工事等における郵便入札試行要綱（平成19年8月21日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等において、入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の確保と入札参加者の負担軽減を図るために試行する郵便入札について、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる建設工事等）

第2条 郵便入札の対象となる建設工事等は、次のとおりとする。

- （1）制限付き一般競争入札に付する工事
- （2）公募型指名競争入札に付する工事
- （3）設計金額30万円を超える業務委託のうち、指名通知等において「郵便による入札」として指定する業務委託

（入札書等の郵送方法）

第3条 入札参加者は、入札書及び市が入札書とともに提出を求めた書類（以下「入札書等」という。）を次項及び第3項に規定する方法により、あらかじめ指定する日（以下「配達指定日」という。）に入札担当課に到達するように郵送しなければならない。

- 2 入札書等を郵送する際は、所定の事項をすべて記入・押印した上で、配達日指定郵便により、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送しなければならない。ただし、郵送料は入札参加者の負担とする。
- 3 前項の規定による郵送は、所定様式を印刷した入札書等郵送用指定封筒で郵送しなければならない。
- 4 前項に規定する入札書等郵送用指定封筒は、設計図書等購入（貸与）時に配付するものとする。

（入札書の保管等）

第4条 市長は、前条の規定により入札書等が入札担当課に到達したときは、これを開封せず、開札日時まで厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

（入札の辞退）

第5条 入札書等郵送前においては、配達指定日までに書面による申出により、入札辞退を認めるものとする。

- 2 入札書等郵送後においては、入札辞退を認めないものとする。ただし、当該入札の開札前に、他の発注機関の入札を落札したため、配置すべき技術者等の配置ができなくなった場合は、この限りではない。

（開札の立会い）

第6条 市長は、入札参加資格の確認又は指名を行うことに併せて、その者の中から入札立会人を2人選任し、通知する。

2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。

3 選定された入札立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。

4 入札立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。

5 開札時になっても入札立会人が全て参集しないときは、当該入札事務執行者以外の職員が立会い、開札する。

6 入札立会人は、当該入札終了後に入札立会確認書に記名・押印しなければならない。

(開札)

第7条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。この場合において、入札立会人の中から選定し、抽選を行うものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札

(3) 一枚の封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札

(4) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札

(5) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札

(6) 入札書記載の金額を訂正した入札

(7) 第3条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札

(8) 入札書等が第3条第1項の指定する日以外の日に到達した入札(次条の規定により、入札を延期した場合を除く。)

(9) 入札書等郵送用指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は封筒に本市へ登録の使用印又は実印で封かん(割印)のないもの

(10) 入札書等郵送用指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、差出人名が相違するもの

(11) 工事費(見積)内訳書の提出を求められた入札でその提出がないなど、第3条第1項に規定する入札書等に不備のあるもの

(12) 工事費(見積)内訳書の提出を求められた入札で、内訳合計額と入札書の金額が同一の金額でないもの

(13) 複数の入札案件に入札参加申請を行った場合、落札した段階で工期が

重なっている同じ技術者を配置している以後の入札（申請書に他に配置可能な技術者等の記載がある場合を除く。）

（１４）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

（入札の延期、中止）

第９条 市長は、郵便事情等による事故又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

（入札結果等の公表）

第１０条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を公表する。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成１９年９月２８日から施行する。ただし、第２条第２号の規定は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年６月３０日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成２１年１月９日）

この訓令は、平成２１年３月１日から施行する。